

「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の一部改正について

2023年9月7日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、2022年度の「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集で寄せられた提案について、同年7月20日付けで「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表したところである。

今般、同検討計画に掲げる提案事項のうち、「不都合行為者名簿の公表等」について、「協会員の役職員に対する処分にに関するワーキング・グループ」（2022年9月設置）における検討¹を踏まえ、本協会が外務員の登録取消処分及び不都合行為者の取扱いの決定を行った事案を公表するため、「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

(1) 「第4章 公表」を新設し、「登録取消処分・不都合行為者の取扱い」の公表について、公表対象、公表内容、公表期間を規定する。 (第29条)

※ 現行の処分の公表（外務員勧告事案の公表）に係る規定（第2章 第7条）は第29条に統合し、営業所等の名称及び役職名を削除する。

(2) その他所要の整備を図る。

¹ 2023年6月20日付け協会員通知「『協会員の役職員に対する処分にに関するワーキング・グループ』報告書等について」日証協（規審）2023第50号参照。

<https://www.jsda.or.jp/shiryoshitsu/houkokusyo/>

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、2023年9月7日（改正日と同日）から施行する。

- 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 規律審査部（TEL 03-6665-6778）

以 上

「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の一部改正について

令和 5 年 9 月 7 日
(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>7 行政処分 <u>本協会が行う金融商品取引法（以下「金商法」という。）</u> 第 64 条の 5 第 1 項の規定に基づく処分又は金商法第 66 条の 25 において準用する金商法第 64 条の 5 第 1 項の規定に基づく処分をいう。</p> <p><u>7 の 2 登録取消処分</u> 行政処分のうち、外務員の登録を取り消すことをいう。</p> <p><u>7 の 3 職務停止処分</u> 行政処分のうち、外務員の職務の停止を命ずることをいう。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 行政処分 第 2 節 処分通知等 <u>（ 削 除 ）</u></p> <p>第 7 条 削除</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>7 行政処分 本協会が行う<u>金商法第 64 条の 5 第 1 項の規定に基づく処分又は金商法第 66 条の 25 において準用する金商法第 64 条の 5 第 1 項の規定に基づく処分をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 行政処分 第 2 節 処分通知等 第 3 款 公表</p> <p><u>(外務員についての処分内容の公表)</u> 第 7 条 本協会は、第 5 条第 1 項及び前条第 1 項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各</p>

新	旧
	<p>号の定めるところにより、これを公表する。</p> <p><u>1 公表対象</u> 証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、勧告（外務員に係るものに限る。）を行ったもの</p> <p><u>2 公表内容</u> 処分の対象となる行為があった協会員名又は金融商品仲介業者名、営業所又は事務所の名称、役職名、当該行為の概要及び処分内容</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 公表</p> <p><u>(外務員等についての処分内容の公表)</u></p> <p>第 29 条 本協会は、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の通知を行ったときは、その内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。</p> <p><u>1 公表対象</u></p> <p>イ 証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、勧告（外務員に係るものに限る。）を行ったもの（ロに定めるものを除く。）</p> <p>ロ 登録取消処分を行ったもの</p> <p>ハ 不都合行為者の取扱いを決定したもの</p> <p><u>2 公表内容</u> 公表対象となる行為があった協会員又は金融商品仲介業者の名称（別に定める場合を除く。）、当該行為の概要、行政処分又は不都合行為者の取扱いの決定を行った年月日、行政処</p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p><u>分又は不都合行為者の取扱いの内容、その他必要と認める事項</u></p> <p><u>3 公表期間</u></p> <p><u>イ 第1号イに定めるもののうち、1月を超える期間の職務停止処分 その処分を行った日から1年間</u></p> <p><u>ロ 第1号イに定めるもののうち、1月以内の期間の職務停止処分 その処分を行った日から6か月間</u></p> <p><u>ハ 第1号ロ又はハに定めるもの その処分を行った日から5年間</u></p> <p><u>2 前項の定めのほか、外務員等についての処分内容の公表に関する事項は、本協会が別に定めるものとする。</u></p>	
<p style="text-align: center;">第 5 章 雑 則</p> <p>(費用)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 雑 則</p> <p>(費用)</p> <p>第29条 (省 略)</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和5年9月7日から施行し、第7条を削除する改正及び第29条は、同日以後に行った第5条第1項、第6条第1項又は第23条第1項の通知から適用する。</p>	